

## 高知県立城山高等学校いじめ防止に関する基本方針

はじめに

城山高等学校は、「学力、自主性、規律、人間尊重に留意した教育活動を展開する」を柱として、「心身ともに健康で、社会で通用する学力や態度を身につけた生徒」を育てることを目標に教育活動に取り組んでいる。

いうまでもなく、いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、被害者だけでなく、いじめた側の生徒やそれを傍観していた生徒にも多くの課題があることを示すものである。

この基本方針は、いじめの未然防止を行い、万一いじめに類する事案が確認された場合、迅速に対応し、本校において、生徒一人ひとりの人権を保障するために制定する。

第1条 いじめ防止のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であるので、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように努める。

いじめ防止の取り組みは、生徒が、いじめが人の心身を傷つける重大な人権侵害であるとの認識を持ち、いじめをせず、見逃すことない生徒づくりを目的とする。

また、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であり、いじめの問題の解決に向けて県教育委員会・家庭・地域などの関係機関と連携して進めていく。

第2条 この基本方針における「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法第2条」と定義する。

学校生活においては、様々な事象が起きるものであるが、個々の事象が「いじめ」にあたるか否かの判断は、特定の教員のみによることなく、第4条の「いじめ防止対策委員会」において行うものとする。その際、当該生徒の立場に立ち、判断が表面的・形式的なものにならないように十分留意する。

第3条 「いじめ」は、どのような生徒にも、本校においても、起こりうるものであるとの認識を持つ。「いじめ」には暴力を伴うものと、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」がある。「暴力を伴ういじめ」はもとより「暴力を伴わないいじめ」であっても

何度も繰り返されたり多くのものから集中的に繰り返されたりすることにより、生命

又は身体に重大な危険を生じさせる。したがって、いかなる形の「いじめ」に対しても厳しい姿勢で取り組んでいく。

また、「いじめ」の加害・被害という二者だけの関係だけでなく、その周りを取り囲む傍観者の存在があり、学級集団、部活動など学校全体の在り方も関係してくる。そうしたことを考慮した場合、学校全体の中に「いじめ」を許容しない雰囲気を作り出すことにも取り組んでいかなければならない。

#### 第4条 「城山高等学校いじめ防止・対策委員会」

この組織は、本校におけるいじめの問題に取り組む中核となる役割を担うものである。

##### (1) 役割

本組織は、次の取組を行う。

- ① いじめ防止基本法に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシートを作成する。
- ③ いじめに関する校内研修の企画・検討を行う
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑤ いじめと判断された場合は、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑥ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の中心となる。

##### (2) 構成員

この組織は、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、生徒支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、スクールカウンセラー、PTA会長をもって構成し、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、ホームルーム担任、部活動顧問などの関係の深い教職員を追加していく場合もある。

また、事案によっては、香南警察署生活防犯課少年係に参加を求めることもある。

##### (3) 留意点

重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、県教育委員会事務局指導主事、教育センターの専門家、外部の心理や福祉の専門家などを加えるなどの方法によって適切に対応する。

#### 第5条 いじめ防止のための取組

- (1) すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業

- や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- (2) すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
  - (3) ボランティア活動・防災教育を通じて生徒一人ひとりが自己の役割を果たすことにより、自己有用観を持ち、自尊感情を高め、健全な人間関係を構築していく。
  - (4) 校則を順守させ、いじめが起こらない秩序ある学校づくりを進めていく。
  - (5) いじめ防止の取り組みは、ホームルーム活動の時間など、ホームルーム単位の指導を、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ずできるような指導計画を立てる。
  - (6) いじめ防止に関する、教職員の資質指導力を高める。
    - ① 校内研修などを通じて教職員がいじめに対する認識を深め、いじめを早期に気づき、適切な指導が迅速にできるようにする。
    - ② 授業における指導力を高め、生徒のストレスを軽減する
    - ③ 教師の不適切な発言や態度が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

#### 第6条 いじめの早期発見、早期対応等

##### (1) いじめの発見

いじめの発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、周りの大人が連携し、生徒のささいな変化に気付くことが重要である。

- ・保護者・生徒へのアンケートを実施して情報収集に努める。
- ・定期的な個人面談を行う。
- ・教職員がささやかな生徒の変化を見逃すことなく日常的に注意する。
- ・教育相談体制を充実させる。
- ・得られた情報が「いじめ防止・対策委員会」に集約できるようにし、全教職員が共有できるようにする。

##### (2) いじめの対応

いじめ防止・対策委員会を中心に、被害生徒を守る事を最重要課題とし、速やかに組織的に対応する。また、加害生徒の対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- ① 「いじめ防止・対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。その際、積極的に情報を収集し、適切な判断ができるようにする。
- ② いじめであると判断されたら、事案の内容について速やかに被害生徒、加害生徒の保護者に報告する。また、解決への道筋、指導方法についてもできるだけ早く報告する。
- ③ 被害生徒のケアを行い、以後の学校生活が円滑に送れるように支援していく。

- ④ 加害生徒に対しては、心から反省できるように教育上の指導を行っていく。  
ただし、事案が犯罪行為として取り扱われるものと判断される場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄の警察署と相談して対処する。
- ⑤ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑥ インターネットなどの情報機器を使用したいじめなどが発生した場合、外部の専門機関の協力を積極的に求める。
- ⑦ いじめが発生した場合、これまでの取り組みを見直し再発防止に努める。

#### 第7条 P T Aや地域の関係団体等との連携について

##### (1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- ① P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どもの際異に気付く方法等に関する研修を行う。
- ② いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

##### (2) 地域とともにある学校づくり

- ① 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

#### 第8条 重大事態への対応

「重大事態」に対処し、また当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

##### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

##### (2) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、その重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者の立場を尊重し、適切かつ真摯に対応する。

##### (3) 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やか

に、重大事態委員会（仮称）を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（４）事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

（附則）

この基本方針は、平成２６年４月１日より施行する。